

STEP 2. 研究計画の立案・所属機関内での承認取得

(1) 研究計画書の作成

研究計画書は適用となる倫理指針に即して作成してください



作成



・研究計画書

AMEDデータ活用プラットフォーム（CANNDs）が提供する全ゲノムデータの利用にあたっては、倫理審査を受ける研究計画書に具体的なデータ利用計画を記載し、承認を得ることが必須です。研究計画書の記載例をサービスウェブサイトに掲載していますので、参考にしてください。

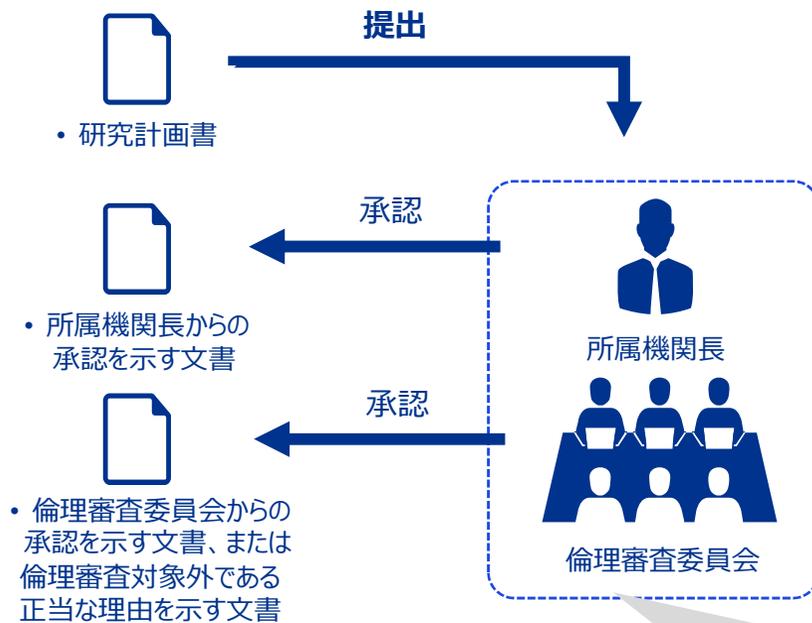
[1] 全ゲノムデータの説明（利用出来るバイオバンクの名称及び全ゲノムデータの件数）

[2] 安全管理措置の説明

<https://www.cannds.amed.go.jp/flow/index.html#anchor-step2>

研究計画書に名前の記載がある方のみ、「データ取扱者」となることができます。

(2) 所属機関長及び倫理審査委員会の承認



「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に照らして倫理審査の承認が免除されている場合は、その免除根拠を提示して下さい。

倫理審査委員会を自機関で保有しない場合は委託による審査が可能です。

※AMEDでは倫理審査委員会を保有しておらず、倫理審査のご依頼は受けられません。ご自身で依頼先をお探してください。

申請いただいた内容（研究計画、利用期間、データ取扱者の追加、等）に変更が生じた場合は、再度利活用個人データの利用申請（変更申請）が必要です。